



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

477 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	1
478 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	3
479 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(").....	4
480 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定	(").....	4
481 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の販売等の廃止の届出	(").....	5
482 肥料の登録の登録事項の変更	(果樹園芸課).....	5
483 保安林の指定	(森林整備課).....	5
484 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(資源管理課).....	6
485 道路の区域変更	(道路保全課).....	6
486 道路の供用開始	(").....	6
487 土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	7
488 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(").....	7
489 "	(").....	7
490 一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	8

○ 公安委員会告示

1 警備員指導教育責任者講習の実施	9
-------------------	-------	---

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	12
---------------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第477号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県有田市箕島1265番地
氏名 医療法人千徳会 理事長 成川守彦
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県有田市箕島字船面904
名称 桜ヶ丘病院

- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成26年4月11日から同年5月2日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び有田市役所

別表1

種 類	第72号 し尿処理施設	
基 数	1	
能 力	処理対象人員 800人 計画汚水量 100m ³ /日	
工事着手予定年月日	許可後すぐ	
工事完成予定年月日	着手後1年	
使用開始予定年月日	完成後1週間	
使用時間間隔	24時間	
1日当たりの使用時間	24時間	
使用の季節的変動	なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値	通 常	最 大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	10	15
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	25	30
浮遊物質 (SS) (mg/L)	10	15
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	5	10
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	30	40
リン含有量 (T-P) (mg/L)	3	5
大腸菌群数 (個/cm ³)	100	3000
当該汚水等の1日当たりの通常 の量及び最大の量 (m ³ /日)	90	100

別表2

種 類 及 び 型 式	合併浄化槽
構 造	RCユニット型
主 要 寸 法	19250mm×2800mm×4750mm
能 力	処理対象人員 800人 計画汚水量 100m ³ /日
汚水等の処理方式	膜分離活性汚泥法
工事着手予定年月日	許可後すぐ
工事完成予定年月日	着手後1年

使用開始予定年月日	完成後1週間			
使用時間間隔	24時間			
1日当たりの使用時間	24時間			
使用の季節的変動	なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	200	10	250	15
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	100	25	120	30
浮遊物質量 (SS) (mg/L)	250	10	280	15
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	30	5	40	10
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	50	30	60	40
リン含有量 (T-P) (mg/L)	5	3	8	5
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	100	無数	3000
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 (m ³ /日)	90	90	100	100

別表3

		排水口①		雨水排水口②③	
		通常	最大	通常	最大
排出水の量 (m ³ /日)		110	122	雨水	雨水
排出水の汚染状態	水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6	—	—
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	10	15	—	—
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	22	27	—	—
	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	10	15	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	5	10	—	—
	窒素含有量 (T-N) (mg/L)	26	35	—	—
	リン含有量 (T-P) (mg/L)	3	5	—	—
大腸菌群数 (個/cm ³)	100	3000	—	—	

和歌山県告示第478号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「GOU PLUS 剛 NEXT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「In The night Different 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「元帥 Respect」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成26年4月11日

和歌山県告示第479号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN LIMITED FINAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Black Fairy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「SAGA orgasm 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「SPIRAL 14」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Dutch Dragon 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「La vie en rose 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Medusa 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Sexual GOLD Superior 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「FANTASY G10 LEVEL2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成26年4月11日

和歌山県告示第480号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第17条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事指定薬物

- (1) 化学名 2- (2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル) エタンアミン（通称名2C-N）及びその塩類
 - (2) 化学名 1- [(3-メチルフェニル) メチル] ピペラジン及びその塩類
 - (3) 化学名 N- (1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名ADB-PINACA）及びその塩類
 - (4) 化学名 1- (ベンゾフラン-5-イル) -N-メチルプロパン-2-アミン（通称名5-MAPB）及びその塩類
- 2 指定理由
 濫用することにより、興奮等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生じるため
- 3 施行期日
 平成26年4月11日

和歌山県告示第481号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第14条第10項の規定による知事監視製品の販売等の廃止の届出があったので同条第11項の規定により告示する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

氏 名	販売等場所の所在地	販売等場所の名称	廃止年月日
千原弘輝	和歌山市吉田677 ルーセント吉田505号	インセンス	平成 26. 3. 31

和歌山県告示第482号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、肥料の登録の登録事項を変更した旨次のとおり届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	業者の名称	変更があった事項		変更年月日
				変更前	変更後	
和歌山県 第783号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料K	和歌山ノーキョー 食品工業株式会社	住所		平成 26. 1. 15
				和歌山県海南市日 方1520番地	和歌山県和歌山市 美園町5丁目1番地 の1	
和歌山県 第784号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料M	和歌山ノーキョー 食品工業株式会社	住所		平成 26. 1. 15
				和歌山県海南市日 方1520番地	和歌山県和歌山市 美園町5丁目1番地 の1	

和歌山県告示第483号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田市初島町浜字西ノ浜1769の3
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第484号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成26年4月1日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 日高港線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡美浜町大字濱ノ瀬字上東端16番1地先から同町大字田井字堀田坪491番4地先まで	旧	8.15 } 15.47	184.00	西川大橋 L=72.00
同上	新	10.50 } 15.47	184.00	西川大橋 L=82.00

和歌山県告示第486号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日高港線

供用開始の区間 日高郡美浜町大字濱ノ瀬字上東端16番1地先から同町大字田井字堀田坪491番4地先ま

で

供用開始の期日 平成26年4月11日

和歌山県告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
橋杭（382）
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
二沢東谷川（4-365-2-087）、洞谷川（4-365-2-088）、二沢中谷川（4-365-2-089）、二沢谷川（4-365-2-090）、上西谷川（4-365-2-091）、栩原（Ⅰ-822）、二沢柄瀬（1）（Ⅱ-3633）、二沢溝上（Ⅱ-3634）、二沢柄瀬（2）（Ⅱ-3636）、二沢堂林（Ⅱ-3637）、二沢柄瀬（3）（Ⅱ-3638）、二沢柄瀬（4）（Ⅱ-3639）、二沢柄瀬（5）（Ⅱ-3640）、二沢土ノ平（2）（Ⅱ-3641）、二沢土ノ平（3）（Ⅱ-3642）、二沢土ノ平（4）（Ⅱ-3643）、二沢小松山（Ⅱ-3644）、二沢蔵平（1）（Ⅱ-3645）、二沢蔵平（2）（Ⅱ-3646）、二沢蔵平（3）（Ⅱ-3647）、粟生床谷（Ⅰ-40016）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第489号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

日物川観音寺東谷川（4-365-1-053）、日物川谷川西支川（4-365-2-073）、日物川谷川右支溪（4-365-2-901）、宮垣（Ⅰ-837）、井本（Ⅰ-838）、宮頭（Ⅰ-839）、峯頭（Ⅱ-3598）、日物川宮垣（Ⅱ-3599）、日物川東畑（Ⅰ）（Ⅱ-3600）、日物川東畑（Ⅱ）（Ⅱ-3601）、日物川沢谷（Ⅱ-3603）、日物川宮頭（Ⅱ-3604）、日物川宮垣（Ⅱ）（Ⅱ-3605）、日物川長尾（Ⅱ-3606）、日物川田中谷（Ⅰ）（Ⅱ-40060）、日物川田中谷（Ⅱ）（Ⅱ-40061）、日物川沢谷（Ⅱ）（Ⅱ-40062）、日物川阿高谷（Ⅱ-40063）、日物川宮垣（Ⅲ）（Ⅱ-40064）、日物川栗林（Ⅱ-40065）、日物川長尾（Ⅱ）（Ⅱ-40066）、日物川長岡（Ⅰ）（Ⅱ-40067）、日物川長岡（Ⅱ）（Ⅱ-40068）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

日物川西谷川（4-365-2-072）、日物川沢谷（Ⅲ）（Ⅰ-40015）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第490号

平成26年度和歌山県広報誌「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

- 平成26年度和歌山県広報誌「県民の友」印刷 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660-421
- 5 落札金額
42,694,128円（うち消費税及び地方消費税の額3,162,528円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年2月25日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成26年4月11日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	平成26年7月2日（水）から同月11日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 （合同実施）	30名
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	平成26年7月7日（月）から同月11日（金）までの5日間		
法第2条第1項第4号の業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（4号）」という。）	平成26年7月2日（水）から同月11日（金）までの土曜日、日曜日及び火曜日を除く7日間	同上	10名
4号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（4号）」という。）	平成26年7月9日（水）から同月11日（金）までの3日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習（4号）

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

(4) 追加取得講習（4号）

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成26年5月27日（火）から同月29日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込み受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成26年6月2日（月）から同月4日（水）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込み時の注意事項

- ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。
- カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込み時の必要書類

(1) 新規取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（1）のアに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「1号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

（イ）2の（1）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（1）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の（2）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（2）のアに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

（イ）2の（2）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（2）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（2）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る
合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る
合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(3) 新規取得講習（4号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4セ
ンチメートルのもの）を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書
（以下「4号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

(4) 追加取得講習（4号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4セ
ンチメートルのもの）を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 4号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(5) (1) から (4) までに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業して
いるなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該
事情を疎明した上で2の(1)のオ、ウ、オ若しくは2の(2)のオ、ウ、オ又は2の(3)若しくは2の
(4)に該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出すること
ができる。この場合において、2の(1)のオ、2の(2)のオ、2の(3)又は2の(4)に該当する者にあ
っては、(1)のイの(ア)、(2)のウの(ア)、(3)のイ又は(4)のウに掲げる履歴書の提出を
省略することができる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習（1号） 47,000円
- (2) 追加取得講習（1号） 23,000円
- (3) 新規取得講習（4号） 34,000円
- (4) 追加取得講習（4号） 10,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係
電話番号:073-423-0110（内線3058、3059）

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21
条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年4月11日

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画風致地区の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課